

令和7年第1回印西地区消防組合議会臨時会

○議事日程（第1号）

令和7年7月4日（金曜日）午前10時00分開会

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 議案第1号 財産の取得について

日程第 6 議案第2号 和解について

日程第 7 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 8 報告第2号 専決処分の報告について

日程第 9 同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

○出席議員（10名）

1番	近	藤	瑞	枝	
2番	石	井	恵	子	
3番	小	田	川	敦	子
4番	川	上	賢	二	
5番	岩	崎	成	子	
6番	藤	江	研	一	
7番	都	築	真	理子	
8番	中	村	教	雄	
9番	板	橋		睦	
10番	古	澤	由	紀子	

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	笠 井	喜 久 雄
副 管 理 者	藤 代	健 吾
消 防 長	佐 藤	秀 行
消防本部次長	丹 羽	雅 幸
総 務 課 長	武 藤	樹 幸
警 防 課 長	中 根	秀 一
指揮指令課長	海 保	儀 行
牧 消 防 の 原 署 長	若 月	嘉 二
白井消防署長	佐 藤	勝 己

○議会事務局出席職員氏名

書 記 長	渡 来	聰
書 記	半 田	成 一
書 記	大 田	浩 平

◎開会及び開議の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（古澤由紀子） 皆さん、こんにちは。本日は、公私ともご多忙のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから令和7年第1回印西地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

なお、本日川上議員から、所用のため会議に遅れる旨の連絡を受けておりますので、ご了承願います。会議に先立ち、このたび組合議員の異動がありましたので、報告いたします。

白井市知識経験者的小金谷恒久議員が辞職され、新たに中村教雄議員が推薦されました。

自己紹介をお願いいたします。

白井市推薦の中村教雄議員。

○8番（中村教雄） このたび消防組合議員に推薦されました中村でございます。私は、今現在白井市の消防団長をやっております。消防に関しては多少なりの知識はございますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（古澤由紀子） ありがとうございました

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古澤由紀子） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎議席の指定

○議長（古澤由紀子） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび選出されました中村教雄議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、8番に指定します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古澤由紀子） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

6番 藤江研一 議員

7番 都築真理子 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（古澤由紀子） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多數）

○議長（古澤由紀子） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古澤由紀子） 日程第 4、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より令和 6 年 11 月から令和 7 年 2 月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期臨時会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和 7 年 6 月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第 5、議案第 1 号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 皆さん、こんにちは。それでは、議案第 1 号についてご説明をいたします。

本案は、印西地区消防組合消防車両等整備計画に基づき、印旛消防署の水槽付消防ポンプ自動車を更新整備するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び印西地区消防組合において制定すべき条例のうち、印西市条例を準用する条例第 2 条の規定により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札手続及び取得財産の概要の詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（佐藤秀行） 議案第 1 号について補足説明させていただきます。

初めに、入札手続についてご説明いたします。

本案につきましては、事後審査型制限付一般競争入札により執行したものでございます。本年 4 月 11 日に入札等審査会を開催し、入札参加資格要件を決定し、4 月 21 日に入札の公告を行ったところ、4 社から入札参加の届出がありました。5 月 23 日、4 社による入札を行った結果、株式会社モリタ東京支店が 1 億 200 万円で落札候補者となり、事後審査の結果、資格要件に該当しておりましたので、同社から消費税を含めました 1 億 1,220 万円で取得するものでございます。

以上が入札手続の経緯でございます。

続きまして、取得財産の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料、議 1-1 を御覧ください。取得する車両は、5.5 トン級消防専用シャシーに自動車排出ガス規制適合のディーゼルエンジンを搭載し、

乗車定員は6人、悪路走行に優れた四輪駆動方式としております。

主たる艤装として、毎分2,000リットル以上の放水能力を持つA-2級の消防ポンプを備えており、火災現場においては積載水やアシスト付電動ホースカーを使用し、迅速な消火活動に即した車両となります。また、各種救助用資機材を装備しており、状況に応じた救助活動が可能な仕様となっております。

納期につきましては、令和8年3月27日までとしております。

なお、審議資料の議1-2には開札調書を添付してございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 財産の取得についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第6、議案第2号 和解についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 議案第2号についてご説明をいたします。

本案は、被告を株式会社富士通ゼネラルとし、東京地方裁判所へ訴えを提起した消防救急デジタル無線施設整備事業に係る談合に対する損害賠償請求事件について裁判上の和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（佐藤秀行） 議案第2号について補足説明させていただきます。

まずは、事件の概要についてご説明いたします。事件名としまして、令和6年（ワ）第70487号、損害賠償請求事件となり、東京地方裁判所民事第8部が担当となりました。請求内容としましては、被告、株

式会社富士通ゼネラルに対し、平成24年5月に締結した消防救急デジタル無線施設整備事業の物品売買契約における談合行為により被った損害の賠償を求めたものとなります。

続きまして、和解の概要となります。これまで3回の弁論準備期日が開かれました。当初から被告代理人弁護士より和解協議の申入れがあり、当消防組合も妥当性のある和解額であれば受け入れる用意があつたため、和解による解決を考慮した上で協議を進めてまいりました。

令和7年4月15日、第3回弁論準備期日の場において、東京地方裁判所から双方に対し、和解勧告が提示されました。和解の概要につきましては、株式会社富士通ゼネラルが当消防組合に対し、和解金として850万円を支払うこととなります。なお、当消防組合はその余の請求については放棄することとし、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認するものでございます。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） では、議案第2号について質疑を行います。

まず、東京地方裁判所に訴えを提起してから本年4月、裁判所から和解勧告が提示されるまでの間に3回の弁護士を同伴したやり取りがあったというご説明が今ありました。こちらの組合の考え方としては、当初から和解の考えがあったというご発言がありましたので、その根拠について、なぜ当初からそういう考えがあったのかを確認したいと思います。

そして、もう一点、この富士通ゼネラルによる談合行為による裁判は、全国で展開されています。同様の裁判の傾向、どのような解決方法がほかの裁判事例でもあるのか、この2点について確認します。

○議長（古澤由紀子） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（海保儀行） お答えいたします。

まず、和解について口頭弁論を実施せず弁論準備期日に変更となった、和解となった経緯につきましてでございますが、第1回口頭弁論前に被告側から和解を希望していること並びに争点は損害論のみと考えていることから、まずは弁論準備期日において話し合いによる解決を目指したい旨が示されました。なお、代理人、鍋倉弁護士から口頭弁論を実施せずに弁論準備期日に変更することについて、消防側に不利益は生じないと助言の下、同意をいたしました。

続きまして、2点目の全国的にどのような対応を行っているかというご質問についてですけれども、当方が入手した資料によりますと、全国的にも同様の損害賠償請求裁判を行っているものが多数を占めております。また、一部話し合いのみで和解とするような案件も見受けられます。

以上となります。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） 和解勧告の提示と、それを受け入れた経緯については分かりました。

2回目の質問としては、和解の概要の中にある和解金850万円について伺います。この850万円の根拠、それから額の妥当性について組合の見解を伺います。

○議長（古澤由紀子） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（海保儀行） お答えいたします。

裁判当初、双方の主張及び請求内容ではかなり乖離しておりましたが、双方がともに歩み寄り妥協点をすり合わせる中、第3回の弁論準備期日において裁判所から和解金850万円の和解勧告が示されました。当消防組合としましては、裁判所の勧告は双方にとってある程度納得のできる落としどころであるとの認識に至りました。代理人弁護士からはおおむね妥当な条件であり、裁判の長期化の回避、裁判に対する更高的な経費及び判決による賠償額が和解額を上回る保証はないとの助言をいただきました。また、県内他消防本部の同種事案和解額と比較しても高率と言えます。したがいまして、裁判所が提示する850万円での和解勧告について、当消防組合は妥当性があるとの判断から、裁判所からの和解勧告について受諾するものでございます。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 小田川委員。

○3番（小田川敦子） 最後の質問を行います。850万円の根拠と妥当性については、よく分かりました。

それで、最後の質疑としては、和解の概要の（2）にある振込が、当消防組合の口座に振り込まれるということですが、この850万の歳入としての扱いはどこに入るのか、雑収入かなと思うのですけれども、一応確認をまず1点するのと、あと議案書の2ページに訴訟費用は各自の負担とするとあります。当組合としての訴訟費用はどれくらいになる見込みなのか、この2点最後に確認いたします。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） まず、和解金の850万円のその後の扱いについてですけれども、一旦消防本部には入金されますが、その後補助金等の返還が概算ですけれども850万のうちの約240万円程度、その残った610万円に関しては当時の按分に基づいて印西市、白井市に返還という予定となっております。また、これまで裁判等にかかった経費というところなのですけれども、弁護士の報酬、それから裁判の着手金等を含めまして、概算ですけれども現在250万程度というところでございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 和解についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長（古澤由紀子）　日程第7、報告第1号　繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄）　報告第1号　令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本件は、令和6年度中に繰越明許費の議決をいただきました千葉県防災行政無線再整備負担金につきまして895万9,000円を令和7年度に繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（古澤由紀子）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子）　質疑というか確認なのですけれども、この繰越明許になった理由についてお聞かせください。

○議長（古澤由紀子）　指揮指令課長。

○指揮指令課長（海保儀行）　お答えいたします。

この繰越明許になった事業、こちら当該工事において使用する電源ケーブルの一部で全国的に新規受注停止の事案が発生したことから、令和6年度に予定していた工事施工箇所について令和7年3月までに工事を完成させ、検査確認を行うことが困難となったことによるものです。

以上となります。

○議長（古澤由紀子）　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子）　質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長（古澤由紀子）　日程第8、報告第2号　専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄）　報告第2号についてご説明をいたします。

本件は、令和6年8月25日に、白井市堀込2丁目5番1棟にて発生した中高層建物火災の消火活動のために、施錠されていた火災発生場所の玄関ドアを切断し、屋内進入を試みようとしたところ、誤って隣家の玄関ドアを破損させた事故事案でございます。

この和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処

分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（古澤由紀子） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

都築議員。

○7番（都築真理子） 3つほどお聞きします。

これいつ新しくされるのかということと、あとそれまで切った部分をどうされていたのかということと、あと再発防止などの話合いはどうされたのか、お聞きします。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（佐藤勝己） 白井消防署長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

まず1点目、現在の取替の状況というところなのですが、2月28日に玄関ドアの取替工事が終了して完了しております。

2点目のその間に関しましてというところでお答えいたします。こちらの玄関ドアにつきましては、防火戸というところになっておりまして、鉄板が二重の構造となっております。切断した箇所が1層目というところで、施錠等の機能には問題はなかったというところでございます。

3点目の再発防止というところでお答えさせていただきます。事故発生後の8月28日付で警防課より消防組合全体に注意喚起が発出され、全職員で情報を共有し、教育の徹底と再発防止を図りました。また、事故後、白井消防署員で本事案の検討会及び救助隊、消防隊による中高層建物火災時の活動訓練を実施し、指揮命令系統、ドア等の切断、進入要領等を再確認し、活動時の共通認識の徹底を図りました。

以上です。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） まず、事故の発生が令和6年の8月25日ということで、今の答弁だと修理が完了したのが今年の2月28日ということで半年かかっています。この半年かかった理由について伺います。ちょっと時間がかかっているなという印象なので、そこを確認したいと思います。

あともう一点は、損害賠償額についてです。ドア1枚の交換工事も含めて34万6,500円ということで、この金額が印象としてはちょっと高めだなということも感じられるので、賠償額の内訳についても確認したいと思います。どういうものが含まれていたのかとか、そういうのがもし分かればお願いします。

○議長（古澤由紀子） 白井消防署長。

○白井消防署長（佐藤勝己） 和解までに時間がかかった理由についてお答えいたします。

損害を与えた玄関ドアは、団地の共有部分として取り扱うため、管理組合との示談協議となり、管理組合理事長との打合せや工事費見積り、着工日の調整や玄関ドアが受注生産品となることから、和解まで時間がかかったものでございます。

あと損害額の34万6,500円の内訳ということなのですが、ちょっとこちらのほうでは現在確認がしてないところで、総額しか分からぬというところでございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） 半年かかった理由については、分かりました。納得しました。

損害賠償額についてなのですが、総額しか分からぬということに関して、ちょっとそこが理解ができないのですが、間に例えば保険会社が入って、そこが仲介して調整をして額が決まったということをこちらが受領するのか、それとも先方から提示された金額をそのまま中身も確認しないで受け入れているのか、状況について再度確認したいと思います。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（武藤樹幸） 今の質疑についてお答えいたします。

見積りが当然出されまして、確認は行った後、保険の対応となります。すみません、詳細につきましてはちょっと今手元にないというのが状況でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） ただいま手元にないということでよろしいですか。

○3番（小田川敦子） 手元にないですね、分かりました。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第9、同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

板橋睦議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により議員の退場を求める。

（9番 板橋 睦議員退場）

○議長（古澤由紀子） 本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 同意第1号についてご説明をいたします。

本案は、議会選出監査委員の選任でございます。本年5月21日をもって、議会選出監査委員、近藤瑞枝氏が監査委員を辞職されましたので、新たに印西市議会から当組合議会に選出されております板橋睦議員にお願いしたく提案し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

○議長（古澤由紀子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 印西地区消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについてを採決します。

同意第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立全員です。

したがって、同意第1号については原案のとおり可決されました。

板橋睦議員の入場を許します。

（9番 板橋 瞳議員入場）

○議長（古澤由紀子） ここで、お時間を頂戴いたしまして、ご挨拶を申し上げます。

私は、令和5年の7月に議員の皆様のご推挙によりまして、本日まで当議会の議長を務めさせていただきました。本日まで大過なく務めることができましたのも、議員各位、管理者、副管理者をはじめ消防組合職員の皆様、消防組合管内の住民の皆様のご理解、ご協力をいただいたことと、ここに改めて厚く御礼申し上げます。このたび一身上の都合により、議長職を辞めさせていただきたくお願い申し上げます。

昨今、毎日のように自然災害や人的災害等が報道され、消防に寄せられる期待はますます大きなものとなってきていることを実感しております。このような中で、消防に課せられた使命達成のため、更なる向上と成果を求め、住民のニーズに応えていかなければならないと思っております。今後とも印西地区消防組合発展のために微力を尽くしてまいりたいと考えております。更なるご指導、ご鞭撻のほどひとえにお願い申し上げまして、辞職の挨拶といたします。

それでは、ここで副議長、議長席にお願いいたします。

（議長、副議長と交代）

○副議長（板橋 瞳） 議長を交代いたしました。

ここで10分間休憩したいと思います。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○副議長（板橋 瞳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程の追加

○副議長（板橋 瞳） ただいま古澤由紀子議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○副議長（板橋 瞳） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたし

ました。

◎議長辞職の件

○副議長（板橋 瞳） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、古澤由紀子議員の退場を求めます。

（10番 古澤由紀子議員退場）

○副議長（板橋 瞳） 書記長に辞職願を朗読させます。

○議会書記長（渡来 聰） 辞職願を朗読いたします。

令和7年7月4日

印西地区消防組合議会副議長 板 橋 瞳 様

印西地区消防組合議会議長 古 澤 由紀子

辞 職 願

このたび一身上の都合により、令和7年7月4日をもって議長職を辞職いたしたく、ここに許可されるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（板橋 瞳） お諮りします。

古澤由紀子議員の議長辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○副議長（板橋 瞳） 異議なしと認めます。

したがって、古澤由紀子議員の議長辞職の件を許可することに決定いたしました。

古澤由紀子議員の入場を許します。

（10番 古澤由紀子議員入場）

◎日程の追加

○副議長（板橋 瞳） ただいま古澤由紀子議長の辞職により、議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○副議長（板橋 瞳） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（板橋 瞳） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○副議長（板橋 瞳） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法ですが、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○副議長（板橋 瞳） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に岩崎成子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました岩崎成子議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○副議長（板橋 瞳） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩崎成子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された岩崎成子議員が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

岩崎成子議員。

○5番（岩崎成子） ただいま皆様のご推挙により議長に就任させていただきました印西市から選出されております岩崎成子でございます。

今現在、国内では地震等頻繁に災害が起こっております。私は、ここに住んでいらっしゃる皆様の生命と財産を本当に守って、ふだん日々活動されている消防関係者の皆様を本当に尊敬しております。そして、私はこの消防組合が担っている役割もとても重要だと感じております。

今後とも、この印西地区消防組合がますます発展するよう、そして私のほうも力を注いでいきたいと考えておりますので、ここにいらっしゃる皆様のご協力のほどをよろしくお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（板橋 瞳） 以上で議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

新議長と交代します。

議長、議長席にお着き願います。

(副議長、議長と交代)

○議長（岩崎成子） 議長を交代いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（岩崎成子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（岩崎成子） ただいま板橋睦議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（岩崎成子） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、板橋睦議員の退場を求めます。

（9番 板橋 睦議員退場）

○議長（岩崎成子） 書記長に辞職願を朗読させます。

○議会書記長（渡来 聰） 辞職願を朗読いたします。

令和7年7月4日

印西地区消防組合議会議長 岩 崎 成 子 様

印西地区消防組合議会副議長 板 橋 睦
辞 職 願

このたび一身上の都合により、令和7年7月4日をもって副議長職を辞職いたしたく、ここに許可されるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩崎成子） お諮りします。

板橋睦議員の副議長辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、板橋睦議員の副議長辞職の件を許可することに決定いたしました。

板橋睦議員の入場を許します。

（9番 板橋 睦議員入場）

◎日程の追加

○議長（岩崎成子） ただいま板橋睦副議長の辞職により、副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（岩崎成子） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に石井恵子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました石井恵子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました石井恵子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された石井恵子議員が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

石井恵子議員。

○2番（石井恵子） ただいま皆様のご推挙をいただきまして、副議長の大任を拝しました白井の石井恵子でございます。議長を補佐し、全力でこの職責を全うしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎日程の追加

○議長（岩崎成子） お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部変更について、日程に追加し、追加日程第5として日程を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題にすることに決定しました。

◎議席の一部変更

○議長（岩崎成子） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

お諮りします。議長、副議長の選挙に伴い、申し合わせにより、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

○議会書記長（渡来 聰） それでは、変更する議席番号と氏名を申し上げます。

5番、岩崎成子議員の席を10番に、2番、石井恵子議員の席を9番に、9番、板橋睦議員の席を2番に、10番、古澤由紀子議員の席を5番に変更いたします。

以上です。

○議長（岩崎成子） お諮りします。

ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（岩崎成子） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（岩崎成子） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第1回印西地区消防組合議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

（午前11時07分）